防火設備について

防火設備の規定

防火設備は、政令で定める技術基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるか、国土交通大臣の認定を受けるか、2通りあります。

弊社の以下の商品は国土交通大臣が定めた構造方法を用いております。

商 品 名 ： ステンレス製壁付点検口
商品型式 ： KINDEX1002(簡易 SAT)、 KINDEX1002（SAT）

防火設備の構造方法

防火設備の技術基準に適合する構造方法については国土交通省（旧　建設省）告示により規定されています。
また弊社製品の構造との比較については以下に示す通りです。

防火設備	弊社鋼製建具
（平成 12 年建告 1360 号）	（符号： ー ）
鋼板厚さ0．8ミリメートル以上、 1．5ミリメートル未満のもの。	扉表面材に用いる鋼板は、厚さ1．5mmを使用
閉鎖した際に隙間が生じない構造とする。	KINDEX1002(SAT) ⇒ 枠に「パンダパッキン」(気密ゴム) を使用 KINDEX1002(簡易 SAT) ⇒ 枠に「2パターン気密ゴム」を使用

※ 上記により、当社にて製造する鋼製建具は国土交通省の規定する構造方法を満足するものであり、
『防火設備仕様適合品』となります。